

## 「精神障がい者等向け訓練実施支援事業」

## 令和6年度実践能力習得訓練コース委託先機関開拓等業務委託公募型プロポーザル募集要領

本事業は、「国との協議が整うこと」及び「令和6年度国及び福島県の予算成立」を前提に事業化される条件付き事業であるため、これらの条件を満たさなければ、いかなる効力も発生しないことをあらかじめご了承下さい。

なお、上記の件に伴い、企画提案参加者または委託先候補者において損害が生じた場合にあっては、県においてはその損害について一切負担しません。

また、令和6年度の委託訓練実施要領等の改正により、業務内容等に変更が生じる場合があります。

## 1 業務の概要

(1)業務名	「精神障がい者等向け訓練実施支援事業」 実践能力習得訓練コース委託先機関開拓等業務
(2)目的	就職を希望する精神障がい者等の職業訓練の受講ニーズや個々の状況を把握し、当該障がい者の特性を踏まえた効果的な職業訓練の受講を促すために、福島県障がい者委託訓練事業における実践能力習得訓練コース（事業所を訓練実施場所として活用する公共職業訓練の一種：以下、委託訓練という。）の受託企業の開拓や、訓練計画作成から実施までを、各テクノアカデミーの障がい者職業訓練コーディネーター及びコーチ等と情報共有の上連携し、精神障がい者等を支援することにより、障がい者の就職を促進することを目的とする。
(3)業務内容	資料2「精神障がい者等向け訓練実施支援事業」実践能力習得訓練コース委託先機関開拓等業務 委託仕様書のとおり。 なお、具体的な手法等については、企画提案書の選定後に提案内容を反映して決定し、仕様書を作成します。
(4)委託期間	委託契約締結日から令和7年3月31日まで

## 2 募集事業所数

本業務実施に当たっての管轄地域（会津、中通り、浜通り）別に1事業所ずつ計3事業所。

## 3 委託契約額の上限

1事業所 4, 128, 029円（消費税及び地方消費税を含む）

#### 4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 精神障がい者等の訓練受講ニーズ等を把握している地域の就労支援機関等であること。  
※「就労支援機関等」とは、本事業の実施に必要な、障がい者の就職支援のノウハウを有し、訓練受講ニーズ等を把握している以下のものをいう。  
就労支援機関、企業、社会福祉法人、NPO 法人等
- (2) 福島県内に本社、支社等の事業所を有するもの。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではないこと。  
ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。  
イ 役員等が、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。  
ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。  
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。  
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。  
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (8) 原則として法人格を有し、概ね 1 年以上安定した運営実績があり、本事業の実施に支障がないと認められること。
- (9) 本事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (10) 本事業を実施するにあたり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害することがないように、その適正な管理を行う情報管理体制がとられていること。
- (11) 福島県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税を滞納している者でないこと。
- (12) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 企画提案のスケジュール

令和6年3月 5日(火) 午後5時まで	質問事項の受付期限
令和6年3月 5日(火) 午後5時まで	企画提案参加表明書の提出期限
令和6年3月 8日(金) まで	質問事項の回答
令和6年3月15日(金) 午後5時まで	企画提案書等の提出期限
令和6年3月25日(月) 頃	企画提案審査会(書面回答)
令和6年3月28日(木) 頃	審査結果(委託候補決定)通知

## 6 企画提案の手続きについて

### (1) 様式(電子データ)の入手について

企画提案をしようとする者は、福島県産業人材育成課ホームページからダウンロードし、入手すること。(URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021e/>)

(関係様式は、企画提案書等提出期限である3月15日(金)午後5時を経過するまでホームページに掲載しているが、関係書類の提出期限に注意すること。)

### (2) 企画提案参加表明書の提出(必須)

下記により企画提案参加表明書を作成し提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けないので注意すること。

ア 提出書類 【様式1】「精神障がい者等向け訓練実施支援事業」令和6年度実践能力習得訓練コース委託先機関開拓等業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案参加表明書

イ 受付期限 令和6年3月5日(火)午後5時まで(必着)

ウ 提出先 「9 書類の提出及び問い合わせ先」

エ 提出方法 持参又は郵送

持参する場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く日で、午前9時から午後5時までの間とすること。

郵送の場合は、「企画提案参加表明書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便、親展により送付すること。受付期限までに到着したものを有効とする。

### (3) 質問事項の受付及び回答

募集要領に関する質問を次により受け付ける。

ア 提出書類 【様式5】質問書

イ 受付期限 令和6年3月5日(火)午後5時まで(必着)

ウ 提出先 「9 書類の提出及び問い合わせ先」

エ 提出方法 電子メール

オ 質問に対する回答

受け付けた質問の要旨とその回答を【様式6】回答書に記載し、令和6年3月8日(金)までに産業人材育成課ホームページに掲載する。

### (4) 企画提案書の提出(必須)

企画提案書の作成については、次のとおりとする。なお、具体的な記載内容等の作成に関する

事項については、「資料3」「精神障がい者等向け訓練実施支援事業」実践能力習得訓練コース委託先機関開拓等業務 企画提案書作成要領のとおりであること。

ア 提出書類

- (ア) 【様式2】 「精神障がい者等向け訓練実施支援事業」実践能力習得訓練コース委託先機関開拓等業務 企画提案書
- (イ) 【様式3】 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
- (ウ) 【様式4】 役員一覧
- (エ) 定款の写し
- (オ) 法人登記簿の写し（企画提案受付前3ヵ月以内の日付のもの）
- (カ) 直近1事業年度の決算書の写し（貸借対照表及び損益計算書）

イ 受付期限 令和6年3月15日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出先 「9 書類の提出及び問い合わせ先」

エ 提出方法 持参又は郵送（電子メールによる提出は受け付けません。）

持参する場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く日で、午前9時から午後5時までの間とすること。

郵送の場合は、「企画提案書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便、親展により送付すること。受付期限までに到着したものを有効とする。

オ 提出部数

- 6(4) ア(ア) : 正本 1部、 副本（コピー） 5部
- 同(イ)～(カ) : 正本 1部

(5) 留意事項

企画提案書等は、1事業主体につき1提案のみ受け付けるものとする。また、提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は、認めない。

7 委託先候補者の選定方法

(1) 企画提案の審査

審査は、書面審査とする。

委託先候補者の選定については、本事業の審査委員会において、別に定める審査実施要領に基づき総合的に審査し、本業務実施に当たっての管轄地域別に最も評価の高かった者を当該管轄地域の委託先候補者（随意契約候補者）として選定する。

(2) 審査項目

審査する事項は次の各項目とし、企画提案書に記載された本業務実施に当たっての管轄地域ごとに審査することとする。

審査項目	評価基準	配点
実施体制	・障がい者支援や職業訓練について十分な知識経験を有した者を配し、これを活かすとともに、進捗度の管理や状況説明について速やかに行い、業務が円滑に運営できる実施体制となっているか。	10点
訓練受託企業の開拓及びカリキュラム（訓練時間や内容等）	・企業開拓やカリキュラムについてコーディネートの実績を有しており、業務の目的を十分に達成できる内容となっているか。	20点

のコーディネート		
関係機関との連携及び精神障がい者等就職希望ニーズの把握	・就労支援機関等と日常的な情報交換を行っており、障がい者及び企業双方に関して希望する就職に向けたニーズを把握できる内容となっているか。	20点
障がい者委託訓練制度の周知やマッチング支援及び対象者の誘導	・十分に委託訓練制度の周知を図ることができ、訓練のマッチングに向けて具体的な方法を有しているか。	20点
コーディネートした委託訓練の進捗状況の把握及びアドバイス	・委託先機関に適切な支援やアドバイスが行え、委託訓練が効果的に実施できる内容となっているか。	20点
その他	・各委託関係機関と十分に連携が取れており、事業が円滑に遂行できる内容となっているか。	10点

### (3) 企画提案書の失格

次のいずれかに該当する企画提案書は、失格とする。

ア 本募集要領で示す条件に違反した企画提案書

イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書

ウ 本企画提案に係る審査委員会の委員又は関係者に、企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

### (4) 審査結果の通知

委託先候補者の決定後、各企画提案者に対して審査結果を文書で通知するとともに、産業人材育成課のホームページに掲載する。なお、審査内容については、公表しない。

## 8 契約の締結

### (1) 契約締結の手続きについて

ア 県は、委託先候補者が提出した企画提案書をもとに本業務の委託仕様書を作成し、委託契約に関する協議を行う。この場合において、協議が整わなかった場合には、次点の提案者と協議をおこなうものとする。

イ 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、上記7により選定し前項により協議が整った委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

### (2) 契約保証金について

「4 資格要件」を満たし、審査により決定した委託先候補者にあつて、財務規則第229条第1項各号のいずれかの規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 9 書類の提出及び問い合わせ先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

福島県商工労働部産業人材育成課 担当 佐藤

電話 (024) 521-7829

電子メールアドレス jinzai@pref.fukushima.lg.jp

## 10 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成等、企画提案参加に要する経費は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、提案者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等の提出後に申込みを辞退する場合は、その旨を書面で提出すること。